

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
修徳学院	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>48.56㎡</td> <td>小・中学校各職員の配席場所</td> <td>免除</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	48.56㎡	小・中学校各職員の配席場所	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間								
建物	48.56㎡	小・中学校各職員の配席場所	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）